新型コロナウイルスの影響による外出制限について

緊急事態宣言の解除後、新型コロナウイルスの急激な感染拡大により入所者の外出については、状況を鑑みながら段階的な対応を講じていきたいと思いますので、何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

2020,11,15 現在

外出制限について

基本的な考え　両毛圏域（主に足利市，佐野市，桐生市，太田市，館林市，邑楽町大泉町など）を中心に２週間ごとの感染者状況を踏まえ、外出許可の判断をさせていただきます。

判断の基準　２週間の感染者状況で STEP（ステップ）の判断と更新を行います。

ＳＴＥＰ．１

①両毛圏域において２週間の間に感染者が発生しなかった場合は、その次の週において外出が可能と判断します。
②外出できる範囲は、施設周辺の散歩，近隣のコンビニなど
③時間は、30 分から４５分程度
④外出前に、健康チェックを行い、マスク着用となります。
⑤外出後に、手洗いとうがい，手指などの消毒をしていただきます。
⑥緊急を要する診療や検査による受診者は外出制限の対象除外。

ＳＴＥＰ．２

①さらに、ＳＴＥＰ．１の期間に、両毛圏域において、新たに新型コロナウイルス感染者が発生しなかった場合は、外出の希望時間と場所など施設職員と相談の上で、時間とエリアを拡大した外出が可能かどうか個々に判断し許可いたします。
②その他の外出における対応は、ＳＴＥＰ．１と同様となります。

※ＳＴＥＰ．１及び２の期間に、両毛圏域において新たな感染者やクラスターの発生が起きた場合は、２週間の外出を禁止とさせていただきます。
その２週間の経過をもって再度ステップの対応を図っていきます。

Ver.08 期間　（2020 年 11 月）

①第１クール：11 月　1 日～　7 日　感染者（減少-横ばい-拡大）※両毛圏域：足利市,太田市,みどり市等に発症者あり
②第２クール：11 月　8 日～ 15 日　感染者（減少-横ばい-拡大）※両毛圏域：足利市,太田市,みどり市等に発症者あり
③第３クール：11 月 16 日～ 23 日　感染者（減少-横ばい-拡大）①②のため STPE.1 は,可・不可　外出は,可・不可
④第４クール：11 月 24 日～ 30 日　感染者（減少-横ばい-拡大）①②のため STPE.1 は,可・不可　外出は,可・不可